

上尾国際教育センター（AIEC）
寄宿舍（学生寮）規則

（目的）

第1条 この規程は、上尾国際教育センター（AIEC）（以下「本校」という。）の寄宿舍（以下「学生寮」という。）の規則を定めることを目的とする。

（学生寮）

第2条 学生寮とは、本校が賃貸契約した物件を在籍する生徒に貸し出す寮をいう。

（契約期間）

第3条 最初の契約期間は1年とする。

2 1年を経過した後は、6か月毎の契約とする。

（寮費の支払い）

第4条 最初の6か月分の寮費は、入学前に支払うこととする。

2 最初の6か月分の支払いにおいて、入寮費、清掃費、保証金を同時に支払う。

3 入寮費及び清掃費はいかなる理由があっても返還しない。

4 後半の6か月分は、3か月毎の前家賃として支払う。

5 原契約（1年）で解約する場合は、原状回復費用を差し引き保証金の返還をする。

6 契約を更新し、1年を経過した後は、前家賃として3か月毎に支払う。

（1）更新時に、保証金の30%を控除する。

（2）契約満了時（1年6月または2年）、原状回復費用を差し引き保証金の返還をする。

7 寮費の詳細は別表1に定める。

（契約の解約と退去）

第5条 契約更新をしない場合は、契約満了月の1か月前までに、学校に通知することとする。

2 退去時は、入居者が持ち込んだ荷物は全て持ち出し、ごみや廃棄物は入居者が処理する。

3 退去時に、入居者立会いの下、教職員が寮の確認をする。

4 入居者に貸し出した鍵は学校に返却する。

5 契約途中の解約は、入居者が契約期間全ての寮費を支払う義務がある。

6 前項の規定は、進学、就職あるいは帰国等の途中退学者も含まれる。

（原状回復）

第6条 退去時に、入居者の過失による破損・汚損がある場合は、保証金で修理・修復することとする。

2 前項の修理・修復に要する費用が、保証金の額を超えた場合は、超えた金額を入居者（経費支弁者）に内容を記した請求書とともに請求する。

3 入居期間中の破損・汚損の認識に相違がないよう、入居前に寮の写真を撮り、破損・汚損があればその状況を入居時に説明する。

4 共用部分の原状回復は、過失により破損・汚損させた入居者がその費用を負担する。

5 前項において入居者の特定ができない場合は、入居者全員で負担する。

6 第5条第5項による解約においても、入居者は原状回復の義務を負う。

(鍵)

第7条 入居者一人につき1つの鍵を貸し出すこととする。

2 鍵を紛失した場合の鍵の作成は学校が行い、その費用は紛失した入居者が負担する。

3 貸し出した鍵の複製を禁止する。

(光熱費)

第8条 寮の光熱費は実費精算とし、毎月支払うこととする。

(禁止事項)

第9条 入居者は、以下に掲げる禁止事項を遵守しなければならない。

(1) 入居者以外の者を入室、宿泊させないこと。

(2) ストープ（電気・ガス等全てのストーブ）を持ち込まないこと。

(3) 壁、床、ドア、クローゼット、押し入れ等を故意に破損させないこと。

(4) 室内、ベランダを含め、寮の敷地内は禁煙とする。

(5) 楽器を使用しないこと。

(6) ペットの飼育をしないこと。

(7) キッチンの流しに食べ物を流さないこと。

(8) トイレに異物を流さないこと。

(9) 大声で騒がないこと。

2 その他、周囲隣人に影響を及ぼす行為を一切禁ずる。

3 喫煙が発覚した入居者は、壁クロスの清掃、或いはクロス張替え費用の全額を負担することとする。

4 入居者の過失で、キッチン、バスルーム、或いはトイレの下水に支障をきたした際は、その修理の費用は、入居者全員が負担することとする。

5 周囲隣人、或いは寮管理会社より苦情を受けた場合は、起因する入居者の特定をする。

(1) 苦情の原因となった入居者は、苦情主に自ら謝罪に行く。

(2) 苦情の原因となった入居者は、学校に誓約書を提出する。

(3) 苦情を受けた入居者の契約更新は行わない。

6 第1項、及び第2項の違反に起因して、その解決に費用が生じた際は、違反した入居者からその費用を徴収し、これに充当する場合がある。

(衛生管理)

第10条 各寮（各部屋）において、入居者から衛生管理者を交代で定めることとする。

2 入居者は、各自の部屋の整理整頓と清掃を行う。

3 入所者は、共用部分（玄関・キッチン・トイレ・バスルーム・ベランダ等）を清潔に保つ。

4 衛生管理者は共用部分を管理し、必要であれば入居者とともに清掃を行う。

5 入居者はごみを分別し、規定の日時に、規定の場所に捨てる。

6 害虫を発見した際は、速やかに害虫駆除薬剤を購入し駆除に努める。

(強制退去)

第 11 条 学校は以下の事項を遵守しない入居者の退去を直ちに命ずることができる。

- (1) 第 9 条の禁止事項に違反し、今後も改善の見込みがないと判断された者。
- (2) 第 10 条の衛生管理に協力せず、今後も協力しないと判断された者。
- (3) その他、寮の入居がふさわしくないと判断された者。

2 前項により退去命令を受けた者への保証金の返還はしない。また、第 6 条の原状回復の義務も負う。

(入居者の取り組み)

第 11 条 入居者は以下に掲げる事項に取り組むこととする。

- (1) 周囲の隣人に挨拶する習慣を身に付けること。
- (2) 衛生管理の意識を保持すること。
- (3) 光熱費（電気・水道・ガス）の節約意識を保持すること。
- (4) 外出時はガス、電気、水道、エアコンなどの確認を行うこと。
- (5) 外出時はドアに鍵をかけること。
- (6) 壁に釘等を打たず、物を貼り付けたりしないこと。
- (7) カーテンを使用し、床や壁の日焼けに注意を払うこと。

(寮の点検)

第 12 条 学校は、定期または不定期に寮の点検を行うこととする。

2 寮の点検は、原則入居者立会いの下で実施する。

3 前項に関わらず、緊急時は入居者の許可なく学校は点検を行うことができる。

付則

この規則は 2025 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は一部を改正し 2026 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

シェアルームの寮費

原契約時	入寮費	清掃費	保証金	家賃	合計
	50,000 円	25,000 円	20,000 円	174,000 円	269,000 円
入居 5 か月目	-	-	-	87,000 円	87,000 円
入居 8 か月目	-	-	-	87,000 円	87,000 円

第 1 回更新時	家賃	合計	第 2 回更新時	家賃	合計
入居 12 か月目	87,000 円	87,000 円	入居 18 か月目	87,000 円	87,000 円
入居 15 か月目	87,000 円	87,000 円	入居 21 か月目	87,000 円	87,000 円

*光熱費：毎月、実費を請求。

*ベディングセット（掛け布団・敷布団・枕・各カバー）別途 10,000 円。

シングルルームの寮費

原契約時	入寮費	清掃費	保証金	家賃	合計
	50,000 円	50,000 円	30,000 円	348,000 円	478,000 円
入居 5 か月目	-	-	-	87,000 円	87,000 円
入居 8 か月目	-	-	-	87,000 円	87,000 円

第 1 回更新時	家賃	合計	第 2 回更新時	家賃	合計
入居 12 か月目	174,000 円	174,000 円	入居 18 か月目	174,000 円	174,000 円
入居 15 か月目	174,000 円	174,000 円	入居 21 か月目	174,000 円	174,000 円

*光熱費：毎月、実費を請求。

*ベディングセット（掛け布団・敷布団・枕・各カバー）別途 10,000 円。